

千葉市告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年8月18日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	休止年月日
(歯科)		
しらい歯科クリニック	千葉市若葉区西都賀2-31-37	令和2年7月25日